

地域再生基本方針の一部変更について

平成29年8月1日
閣議決定

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、「地域再生基本方針」（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1の1）中「（平成26年12月27日閣議決定・平成27年12月24日改訂）」を削る。

2の6）中「第5条第16項」を「第5条第15項」に改める。

5の1）中「第5条第16項各号」を「第5条第15項各号」に改め、同3）①口中「5）⑬、⑭及び⑮」を「5）⑫、⑬及び⑭」に、「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改め、同ハ中「第10号」を「第9号」に、「同項第13号」を「同項第12号」に改め、同②ニ中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改め、同⑤中「第5条第16項」を「第5条第15項」に、「第5条第17項」を「第5条第16項」に改め、同5）⑨中「同条第16項」を「同条第15項」に改め、同⑩ハd．中「第17条の14第12項」を「法第17条の14第12項」に改め、同⑪を削り、同⑫イ中「第17条の27第1項」を「第17条の26第1項」に改め、同口中「第17条の28第1項」を「第17条の27第1項」に改め、同ハ中「第17条の29」を「第17条の28」に改め、同⑬を同⑪とし、同⑭中「第17条の30」を「第17条の29」に、「第5条第4項第11号」を「第5条第4項第10号」に、「同条第16項」を「同条第15項」に改め、同⑮を同⑫とし、同⑯中「第17条の31」を「第17条の30」に、「第5条第4項第12号」を「第5条第4項第11号」に、「同条第16項」を「同条第15項」に改め、同⑰を同⑮とし、同⑱の見出し中「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改め、同⑲中「第17条の32」を「第17条の31」に、「第5条第4項第13号」を「第5条第4項第12号」に、「同条第16項」を「同条第15項」に、「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第5条第5項」を「第4条第6項」に、「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同⑳を同⑰とし、同㉑を同⑱とし、同㉒を同⑲とし、同㉓を同㉒とする。

別表を別紙のように改める。